

神奈川県ともいきアドバイザー設置要綱

(目的及び名称)

第1条 県が行う「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた憲章の理念の普及啓発活動への協力、助言を行うことを目的として「神奈川県ともいきアドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

(組織)

第2条 アドバイザーは、第1条に掲げる目的に賛同する団体、法人、個人等のうち、専門的な知識及び経験又は優れた知見を有する者のうちから、知事が選任する。

(事業)

第3条 アドバイザーは、第1条の目的を達成するために次の事項を行う。

- (1) 「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて県が実施する各種施策に対する指導・助言
- (2) その他、知事が必要と認める事案に関する意見等

(役員及び職務)

第4条 アドバイザーに、代表及び副代表を置く。

- 2 代表は、アドバイザーの互選により決定する。
- 3 副代表は、代表が指名する。
- 4 代表は、会務を総括する。
- 5 副代表は、代表を補佐する。
- 6 役員の任期は、委嘱の日から2年までとする。ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第5条 アドバイザーミーティングの実施にあたり、オブザーバーを出席させることができる。

(名誉顧問等)

第6条 アドバイザーに、名誉最高顧問及び名誉顧問等を置く。

- 2 名誉最高顧問は、神奈川県知事をもって充てる。
- 3 名誉顧問は、横浜市長、川崎市長、相模原市長及び神奈川県町村会会长をもって充てる。
- 4 名誉最高顧問及び名誉顧問の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて、代表が招集し、代表がその議長となる。

- 2 代表は、議題に応じて会議に必要な者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 アドバイザーの事務を処理するため、神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室に事務局を置き、事務局長は、共生担当局長をもって充てる。

(報酬)

第9条 会議は年1回以上開催する。報酬は、原則として15,000円とし、会議開催日の翌月に支給する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和1年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和1年8月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年8月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年2月5日から施行する。

別表（第2条関係）

神奈川県ともいきアドバイザー 名簿

役職	氏名	所属
代表	篠原 正治	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会长
副代表	首藤 健治	神奈川県副知事
アドバイザー	井村 浩章	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会専務理事
アドバイザー	宮越 雄司	神奈川県商工会連合会専務理事
アドバイザー	萩原 美由紀	社会福祉法人アール・ド・ヴィーヴル理事長
アドバイザー	鈴木 暉	特定非営利活動法人神奈川セルフセンター会長
アドバイザー	内藤 則義	公益財団法人神奈川県身体障害者連合会会长
アドバイザー	高野 元	創発計画株式会社代表取締役
アドバイザー	手塚 明美	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構理事長
名誉最高顧問	黒岩 祐治	神奈川県知事
名誉顧問	山中 竹春	横浜市長
名誉顧問	福田 紀彦	川崎市長
名誉顧問	本村 賢太郎	相模原市長
名誉顧問	湯川 裕司	神奈川県町村会会长（山北町長）